

国産ジビエ認証制度 認証手数料及び定期監査手数料

1. 認証に係る費用（更新時含む）

（1）認証手数料

1 施設あたり 350,000 円＋税

（2）認証審査員現地調査交通費

旅費規定に則り、実費負担

（3）再審査手数料

書類審査のみの場合 75,000 円＋税

書類審査および現地審査を実施する場合 120,000 円＋税及び現地訪問の交通費を旅費規程に則り実費負担

2. 定期監査及び臨時調査手数料

（1）手数料

1 施設あたり 150,000 円＋税

（2）認証施設への立ち入りが必要な場合

上記に加え、1 施設当たり 35,000 円＋税及び現地訪問の交通費を旅費規定に則り実費負担

3. 徴収方法

（1）新規認証申請者

原則として認定申請と同時に本会の取引銀行に払込むものとする。

（原則として入金確認後、審査を実施する）

（2）認証事業者（定期監査申請者）

原則として定期監査申請と同時に本会の取引銀行で払込むものとする。

4. 旅費規定

認証審査員等の交通費・日当・宿泊費の旅費、及び認証申請者に対する旅費請求等について、この規定で定める。

（1）交通費

①原則として公共交通機関を利用し、その実費とする。

②訪問場所が公共交通機関の最寄り駅から徒歩 15 分以上要する場合、その

他必要に応じて、理事長の了解の基にタクシー、レンタカー等の利用を実費でできるものとする。

③理事長の了解の基に私有車を使用する場合は、総走行距離/10（燃費）×ガソリン単価（調査日を含む週の平均価格）として計算する。

※ガソリンの平均価格は経済産業省資源エネルギー庁が公表したものを適応する。

（2）日当

日当は1日あたり 3,000 円、半日 1,500 円とする。

（3）宿泊費

現地訪問にあたり宿泊を伴う必要がある場合は、原則として1泊 10,000 円を上限として実費で支給する。

5. 現地審査等に伴う旅費の請求

①現地審査等に要した旅費の請求は、原則としてこの規定に基づいて行う。

②同一の日程で2件以上の現地審査等を行った場合の旅費の請求は、理事長の判断により、折半等の軽減処置を講ずる場合があるものとする。